

平成 30 年 度

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

日 野 市 観 光 協 会

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 8 5 号
平成 31 年(2019 年)3 月 27 日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 馬 場 賢 司

平成 3 0 年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

平成30年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による
監査

第2 監査の対象

| | |
|---------|-----------------------|
| 財政援助団体 | 主管部課 |
| 日野市観光協会 | 産業スポーツ部 シティセールス推進課 |

第3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの財政援助等に係る
出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

平成30年11月21日～平成31年3月7日

第5 説明聴取日

平成31年1月23日

第6 監査の方法及び主眼

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、
通常実施すべき監査手続きにより実施した。

（1）財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の結果

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

日野市観光協会

1 団体の概要

(1) 目的

広く、市民を対象として、自然、歴史、文化等日野市ならではの、多様な魅力ある資源を活用して、観光まちづくりを進めるため、観光まちづくりイベント事業、観光資源の保護・活用等の事業、観光まちづくり推進に向けた人材育成等の事業、国際親善、観光等の情報発信事業等を行い、人々の交流によるにぎわいの創出、地域資源の魅力化、住む人が誇れる活力あるまちの創出を図り、観光文化、定住環境の向上、地域の活性化につなげ、公益の増進に寄与することを目的とする。

(2) 設立

昭和33年8月20日 日野観光協会として発足

昭和63年1月 1日 日野市観光協会に名称変更

平成18年4月12日 特定非営利活動法人日野市観光協会として
登記

(3) 所在地

日野市日野本町二丁目15番地9

(4) 事業内容

- ① 観光まちづくりイベントの企画、運営、開催に関する事業
- ② 観光資源の保護並びに活用、魅力の発掘・創造に関する事業
- ③ 観光まちづくり推進に向けた人材育成等に関する事業
- ④ 観光関連施設の管理と運営に関する事業
- ⑤ 観光情報等の収集及びインターネット等による情報発信に関する事業
- ⑥ 観光関係機関・団体との連携に関する事業
- ⑦ 国際親善に関する事業
- ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 組織（平成30年3月31日現在）

役員 理事55名（うち理事長1名、副理事長4名、常任理事15名）

監事 2名

事務局 17名（事務局長1名、事務局次長2名、職員2名、
臨時職員12名）

2 市との関係

市は、「日野市観光協会補助金交付要綱」に基づき日野市観光協会の行う事業（市内観光施設の宣伝と観光客の誘致を目的とする観光行事、宣伝事業及び協賛事業等）及び管理運営経費等について、補助金を交付している。

| | |
|------------|-------------|
| 平成29年度 補助金 | 15,571,000円 |
|------------|-------------|

このほか下記の各事業に対して、それぞれ各要綱に基づき補助金を交付している。

平成29年度交付金額（観光振興課）

| | |
|------------------------|------------|
| 日野市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金 | 6,778,000円 |
| 「新選組ゆかりの地」交流事業参加団体補助金 | 100,000円 |

*平成30年4月1日から、企画部シティセールス推進課と産業スポーツ部観光振興課を統合し、シティセールス推進課として産業スポーツ部に設置

意見・要望

日野市観光協会

1 補助金に係る事務について

補助金に係る会計その他の事務は、特定非営利活動法人日野市観光協会定款、日野市観光協会事務処理規則及び同会計処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

2 予算の執行について

予算の執行、契約その他の会計事務については、日野市観光協会事務処理規則、同会計処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

しかし、財産目録に一部誤りが見られ、また、一部において、次のような点が散見された。

- ・伝票の日付が鉛筆書きのもの
- ・伝票、領収書及び請求書の日付の記入がないもの

予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

3 その他

一部事務処理等において、実態と規程等に不整合が散見されたので、今後、事務処理が適正に執行されるよう事務の改善及び規程の見直し等を図るよう努められたい。

シティセールス推進課

1 補助金の交付事務手続き等について

補助金の交付に係る事務手続き等については、日野市観光協会補助金交付要綱ほか各補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、外国人観光客受入環境整備支援事業補助金は、根拠となる補

助金交付要綱の認識に齟齬があり、補助金交付額確定通知書による通知がなされていなかった。今後は、補助金交付要綱に基づき、補助事業実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するよう留意されたい。

補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱に基づくとともに、補助対象経費及び団体の基金や各委託事業の決算状況等財務内容等を精査し補助金の決定に努められたい。

諸力融合によるNPOとの協働を進めるうえでも、NPO法人として認可された日野市観光協会とは、今後も引き続き、十分な協議や話し合い等連携し事業を進めていただき、観光振興に寄与していただきつつ、指導監督に努められたい。